

社会福祉法人横須賀乳幼児保護会役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人横須賀乳幼児保護会（以下「本会」という。）定款第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（理事長及び常勤役員を除く。以下「役員等」という。以下同じ。）の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 役員等に対する報酬は無償とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務を遂行するため会議等に出席したときは、理事長が必要があると認めるときは費用弁償として、1日につき、10,000円以内を支給することができる。

2 役員等が公務のため市外に出張するときは、費用弁償として職員旅費規程に基づく旅費相当額を支給することができる。

(理事長の報酬と支給)

第4条 理事長に本会職員以外の外部の者が就任した場合、理事長の専決事項の職務を果たすため、週の内一日以上出勤し決裁するものとする。

2 その際の報酬は出勤一日につき20,000円以内とする。

3 報酬は月額20万円を限度とし、翌月10日以内に支給する。

(支 給)

第5条 役員等への報酬等及び費用弁償は、会議等開催の当日に支給する。

(規定の準用)

第6条 この規程の規定は、本会苦情解決第三者委員とサポート委員会に対する費用弁償について、準用する。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、本会理事会の決議を経て、本会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
社会福祉法人横須賀乳幼児保護会役員等の費用弁償に関する規程（平成23年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月19日から施行する。